

【ドコモの火災保険（すまいの保険）】をご契約いただくお客さまへ

ドコモの火災保険 重要事項説明書

(注)「ドコモの火災保険」は、すまいの保険のペットネームです。

ドコモの火災保険（すまいの保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」など）のご説明です。ご契約前に必ずお読みください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、「契約概要」「注意喚起情報」の記載事項を被保険者に必ずご説明ください。

契約概要 …保険の内容のご説明 **注意喚起情報** …特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険商品に応じた普通保険約款、特約および利用規定によって定まります。この書面は、重要な事項を抜粋して記載したものであり、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、インターネット約款 (<https://www.net-yakkan.com/yakkan/docomo/kasai/>) をご覧ください（紙約款はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。）。ご不明な点がございましたら、ドコモの火災保険ヘルプデスクにお電話または保険契約申込画面の「Web でお問い合わせ」からメールでお問合せください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

①商品の名称… 契約概要

ドコモの火災保険（すまいの保険）	必要な補償を選んで設計できる火災保険。専用 Web サイトからお申込みいただくお客さま向けです。
------------------	--

②商品の仕組み… 契約概要

事故によって保険の対象に生じた損害および事故によって生じた費用を補償します。お客さまが実際にご契約される補償内容につきましては、選択する補償等により決定されますので、インターネット上の保険契約申込画面をご確認のうえお申込みください。

◎：基本となる補償 ○：オプションで選択可能な補償

	建物や家財の補償
① 火災、破裂・爆発 落雷	◎ ○
② 風災、雹災、雪災	○
③ 水災（床上浸水等）	○
④ 盗難、給排水設備等からの水ぬれ、建物外部からの物体の衝突等	○
⑤ 破損・汚損等	○

+

※原則自動セット
地震保険

+

費用の補償	賠償の補償	その他の補償
◎損害防止費用 ○事故時諸費用 ◎残存物取片づけ費用 ◎修理付帯費用	○個人賠償責任総合補償特約 ○類焼損害補償特約	○仮すまい費用補償特約 ○被害事故弁護士費用等補償特約 ○指定工務店特約 ◎建物の復旧に関する特約

(2) 補償内容の概要、保険の対象および保険金額の設定方法等

①補償内容の概要… 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合		
建物や家財の補償	以下の1から5の事故によって保険の対象に損害が生じた場合 (注1)	
	1火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。
	2風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故もしくは雪崩による雪災（融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）をいいます。 ※風・雨・雪・雹・砂塵等の吹込みによる損害は、風災、雹災、雪災によって建物の外側の部分が破損し、そこから建物の内部に吹き込んだ場合に限りま
	3水災（床上浸水等）	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、 ●新価額の30%以上の損害が生じた場合 ●床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水となった場合 をいいます。
	4盗難、給排水設備等からの水ぬれ、建物外部からの物体の衝突等	A 盗難 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。 ※預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害の届出を行い、かつ、その預貯金証書により預貯金口座から現実に現金が引き出された事実がある場合に限りま B 給排水設備等からの水ぬれ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水 (注2) による水ぬれをいいます。 ア. 給排水設備に生じた事故 イ. 被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故 ※給排水設備自体に生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 C 建物外部からの物体の衝突等 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊または騒擾、集団行動もしくは労働争議に伴う暴力・破壊行為をいいます。
	5破損・汚損等	1から4までの事故以外の不測かつ突発的な事故をいいます。

(注1) 1落雷および2から5までの補償はインターネット上の保険契約申込画面で選択することにより補償の対象となります。

(注2) 水が溢れることをいいます

保険金をお支払いしない主な場合	
● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ● 地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ● 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入（すが漏れを含みます。）によって生じた損害 ● 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など	

②お支払いする損害保険金の額… 契約概要 注意喚起情報

保険の対象	お支払いする損害保険金の額 (注1)
建物	損害保険金＝損害の額 (注2)－自己負担額（免責金額） (注3)（1回の事故につき建物保険金額が限度）
家財	損害保険金 (注4)＝損害の額 (注2)－自己負担額（免責金額） (注3)（1回の事故につき家財保険金額が限度）ただし、「通貨・預貯金証書の盗難」の場合は次のとおりです。 損害保険金＝損害の額（1回の事故につき1敷地内ごとに通貨は20万円、預貯金証書は200万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度）

高額貴金属等	損害保険金 ^(注4)	=	損害の額 ^(注2)	-	自己負担額(免責金額) ^(注3)
(1回の事故につき100万円が限度)					

(注1)「水災」の場合、下表の損害割合(損害額の保険の対象の価額(以下「新価額」といいます。))に対する割合に応じて保険金をお支払いします。

損害割合		お支払いする損害保険金の額	
①損害額が新価額の30%以上のとき		損害の額 ^(注2) (1回の事故につき保険金額が限度)	
①に該当しない場合で、保険の対象である建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水となった場合	②損害額が新価額の15%以上30%未満のとき	保険金額×10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度)	左記②③の合計は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度
	③損害額が新価額の15%未満のとき	保険金額×5%(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)	

(注2) 損害の額は、「建物」「家財」は新価額、「高額貴金属等」は時価額を基準とする修理費により算出します。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いた額とします。

(注3) 自己負担額(免責金額)の設定については、**1**(2)⑦自己負担額(免責金額)の設定をご確認ください。

(注4)「破損・汚損等」の場合、1回の事故につき1個または1組ごとに30万円が限度となります。

③主な特約の概要… 契約概要 注意喚起情報

個人賠償責任総合補償特約	保険証券記載のご本人やそのご家族が偶然な事故により日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします(示談交渉サービスつき ^(注1))。
指定工務店特約	保険の対象である建物に事故が発生したときに、当社が指定する工務店(以下「指定工務店」といいます。)が修理することをお約束いただくことで建物の保険料が3%割引^{(注2)(注3)}となります。 【事故発生時の流れ】 ・お客さまから当社または代理店にご連絡をいただきます。 ・当社より指定工務店に関する手続きについてご案内します。 ・指定工務店が損傷箇所の修理を行います。 【ご注意ください】 指定工務店以外の修理業者が建物の修理を行った場合は、お支払いする保険金が3%削減されることがあります。ただし、以下の場合を除きます。 ・大規模自然災害や緊急対応のため当社が指定工務店をご案内できないとき等、やむを得ない事情がある場合 ・水災危険補償特約(定率払)の事故の場合
建物の復旧に関する特約	保険の対象である建物に事故が発生した場合は、事故が生じた日の翌日から起算して3年以内に建物を復旧した場合、または建物を復旧することをお約束いただいた場合に保険金をお支払いします。 ^(注4)

(注1)「国外で発生した事故の場合」「被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合」等は対象外です。また、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

(注2) ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。

(注3) 地震保険には割引は適用されません。

(注4) 建物の復旧をお約束いただき保険金をお支払いした後、上記の期限内に復旧を行わなかった場合は、保険金を返還いただく場合があります。

④補償の重複… 注意喚起情報

下記の特約は、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります(ご本人だけでなく、ご家族の契約との重複もありえます。)。この場合、いずれか一方の保険契約からしか保険金が支払われず、他の保険契約の保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご検討ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	ドコモの火災保険（すまいの保険）の個人賠償責任総合補償特約	・自動車保険の日常生活賠償責任補償特約 ・日常生活傷害補償保険の個人賠償責任危険補償特約
②	ドコモの火災保険（すまいの保険）の被害事故弁護士費用等補償特約	・自動車保険の被害事故弁護士費用等補償特約 ・日常生活傷害補償保険の弁護士費用・法律相談費用補償特約

⑤保険の対象… 契約概要

保険の対象は、「居住用建物^{（注1）}」「家財^{（注2）（注3）}」となります。

（注1）併用住宅（事務所兼住宅・店舗兼住宅等）、空家、共同住宅一棟全体等、保険の対象とすることができない建物がありますので、保険契約申込画面でご確認ください。

（注2）家財は、建物と別に保険金額を設定することにより保険の対象となります。また、家財のみを保険の対象とすることはできません。

（注3）以下の物は保険の対象に含まれません。ただし、通貨・預貯金証書は、家財を保険の対象として¹（1）②の⁴の補償を選択した場合において、盗難による損害についてのみ保険の対象として扱います。

- | |
|--|
| a. 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。）およびその付属品 |
| b. 通貨、印紙、切手、電子マネー、有価証券、預貯金証書その他これらに類する物 |
| c. クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物 |
- など

⑥保険金額の設定… 契約概要

保険金額は、保険の対象ごとに次のとおり設定します。実際にご契約いただく保険金額については、インターネット上の保険契約申込画面でご確認ください。

	新規契約時	ご継続時・保険期間中のご契約内容変更時
建物	評価額（新価額によって定めます。）と同額となります。	
家財	100万円、300万円、500万円、1,000万円のいずれかで設定します。	100万円～3,500万円の範囲で、100万円単位で設定いただけます。

- 保険金額は、万一の事故の際にお受け取りいただく損害保険金の上限額です。建物の保険金額が評価額に満たない場合や、家財の保険金額が実際に所有する家財の金額より低い場合には、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなる場合がありますので、事故が発生した際に十分な補償が受けられるようお決めください。ただし、評価額や実際に所有する家財の金額より多く設定されても、保険金のお支払は評価額または実際に所有する家財の金額までとなります。
- 家財の保険金額は、実際に所有する家財の金額を基準にお決めください。
- 高額貴金属等の保険金額は、家財を保険の対象とした場合に100万円となります。

⑦自己負担額（免責金額）^{（注1）}の設定… 契約概要

注意喚起情報

自己負担額（免責金額）は、下表のとおり設定いただけます。

設定いただける 自己負担額 事故の種類			ご継続時・保険期間中の契約内容変更時	
	新規契約時			
	共通自己負担額 0 円		共通自己負担額 5 万円	共通自己負担額 10 万円
	建物が築 15 年以上	建物が築 15 年未満		
火災、落雷、破裂・爆発	0 円		5 万円	10 万円
風災・雹災・雪災	5 万円 (注 2)	0 円 (注 3)	5 万円	10 万円
盗難	0 円		5 万円 (注 4)	10 万円 (注 4)
水ぬれ	5 万円 (注 2)			
水災（定率払）	0 円			

破損・汚損等	5万円	5万円	10万円
個人賠償責任総合補償特約 (保管物賠償責任)	5,000円		

- (注1) 1回の事故につき、保険の対象ごと(建物、家財、高額貴金属等ごと)に適用されます。
- (注2) 免責金額変更特約のセットにより、5万円の自己負担額(免責金額)が設定されます。
- (注3) 自己負担額(免責金額)0円を選択した場合でも、「免責金額変更特約(風災・雹(ひょう)災・雪災危険用・5万円)」のセットにより自己負担額を5万円に設定することができます。
- (注4) 家財を保険の対象とする場合、通貨・預貯金証書の盗難事故については、自己負担額(免責金額)は0円となります。

⑧保険期間および補償の開始・終了時期… 契約概要 注意喚起情報

保険期間	建物の築年数が26年未満の場合：1年 ^(注1) または5年 ^(注2) からお選びいただけます。 建物の築年数が26年以上30年未満の場合：1年 ^(注1)
補償の開始	始期日の午前0時(ご継続いただいた契約については、始期日の午後4時)
補償の終了	満期日の午後4時

- (注1) 自動継続特約(保険契約の自動継続に関する特約)がセットされ、1年間ずつ自動的に継続します(自動継続期間は5年までとなります。)
- (注2) 継続時に建物の築年数が26年以上となる場合、保険期間5年で継続することはできません。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み… 契約概要 注意喚起情報

- 保険料は、保険金額、自己負担額(免責金額)、保険期間、保険の対象の所在地・面積・構造・用法・建築年月等によって決まります。
- 水災補償の保険料は、保険の対象の所在地の水災リスクに応じた水災等地(保険料の最も安い「1等地」から最も高い「5等地」までの5つの区分)によって決まります。
- お客さまが実際にご契約される保険料については、インターネット上の保険契約申込画面の保険料欄でご確認ください。

②保険料の払込方法… 契約概要 注意喚起情報

保険期間に応じてご選択いただける保険料の払込方法は、下表のとおりです。

保険期間 \ 払込方法	d払い ^(注1)	クレジットカード払(d払い以外) ^(注2)
1年(自動継続)	一時払/分割払12回	一時払/分割払12回
5年	—	長期一括払

- (注1) d払いアプリで事前に設定された次の方法によるお支払いまたはdポイント利用によるお支払いが可能です。
- ・携帯電話料金合算払い
 - ・d払い残高
 - ・dカード
 - ・dカード以外のクレジットカード

保険料の払込みがあったものとみなす時点については、各特約の規定によります。

- (注2) インターネット上の保険契約申込画面のクレジットカード情報入力画面にクレジットカード番号等の情報をご入力いただきますと、当社よりクレジットカード会社へオソリゼーション(有効性の確認)を行います。クレジットカードが有効であること等の確認がとれた時点をもって保険料の払込みがあったものとみなします(実際の引き落とし日はクレジットカード会社により異なります。)

③保険料の払込猶予期間等の取扱い… 注意喚起情報

保険料は払込期日^(注1)までにお支払いください。払込期日を超過し、払込期限^(注2)までに保険料のお支

払いがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。

また、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。

➤ d 払いにより保険料をお支払いいただく場合において、保険料決済ができないときは、当社よりメールでご案内する内容に従ってお支払の手続きを行ってください。

➤ クレジットカード払（d 払い以外）により保険料をお支払いいただく場合において、ご登録いただいたクレジットカードが有効であること等の確認がとれないときは、当社よりメールとハガキでご案内しますので、ハガキに記載の二次元コードから、新しいクレジットカードをご登録ください。

※第2回目以降の分割保険料について、保険料払込期日の翌月末日までに払込みがないことが2回あった場合は、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求します。

（注1）（注2）払込期日および払込期限は、保険料の払込方法に応じて下表のとおりとなります。

	払込方法 保険期間	d 払い		クレジットカード払（d 払い以外）	
		払込期日	払込期限	払込期日	払込期限
新規契約	1年 （一時払）	申込時	—	保険始期日の属する月の翌月末日	払込期日の属する月の翌々月末日
	1年 （分割払12回）	＜初回＞ 申込時 ＜2回目以降＞ 保険始期日の属する月の翌月以降毎月末日	＜初回＞ — ＜2回目以降＞ 払込期日の属する月の翌々月末日	＜初回＞ 保険始期日の属する月の翌月末日 ＜2回目以降＞ 保険始期日の属する月の翌々月以降毎月末日	
	5年 （長期一括払）	—	—	保険始期日の属する月の翌月末日	
継続契約	1年 （一時払）	保険始期日の属する月の前月末日（注3）	保険始期日の属する月の10日	保険始期日の属する月の翌月末日	
	1年 （分割払12回）	＜初回＞ 保険始期日の属する月の末日（注4） ＜2回目以降＞ 保険始期日の属する月の翌月以降毎月末日	払込期日の属する月の翌々月末日	＜初回＞ 保険始期日の属する月の翌月末日 ＜2回目以降＞ 保険始期日の属する月の翌々月以降毎月末日	
	5年 （長期一括払）	—	—	保険始期日の属する月の翌月末日	

（注3）1年（一時払）契約の場合、継続契約の保険料は、保険始期日の属する月の前月20日頃に請求します。

（注4）1年（分割払）契約の場合、継続契約の保険料は、保険始期日の属する月の20日頃に請求します。

（4）地震保険の取扱い

①商品の仕組み… 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、ドコモの火災保険（すまいの保険。以下「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、インターネット上の保険契約申込画面で「地震保険に加入しない」を選択してください。

②補償内容… 契約概要 注意喚起情報

地震、噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の 程度	認定の基準					お支払いする 保険金の額	
	建物			家財			
全損	主要構造部（注） 員舎損	建物の時価額の 50%以上	焼失・流出した床 面積	建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額	家財全体の時価額 の 80%以上	地震保険の保険金額の 100% （時価額が限度）
大半損		建物の時価額の 40%以上 50% 未滿		建物の延床面積の 50%以上 70%未滿		家財全体の時価額 の 60%以上 80% 未滿	地震保険の保険金額の 60% （時価額の 60%が限度）
小半損		建物の時価額の		建物の延床面積の		家財全体の時価額	地震保険の保険金額の 30%

	20%以上 40%未満		20%以上 50%未満		の30%以上 60%未満	(時価額の30%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上 20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合		家財全体の時価額の10%以上 30%未満	地震保険の保険金額の5% (時価額の5%が限度)

(注) 基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

※1回の地震等^(注1)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が12.0兆円^(注2)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12.0 \text{ 兆円}^{\text{(注2)}}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注1) 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(注2) 2026年4月現在

③保険金をお支払いしない主な場合… 契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害など

④保険期間… 契約概要

- 地震保険の保険期間は最長5年となり、主契約の保険期間により、以下の方式となります。

主契約の保険期間が1年の場合	1年間ずつ自動的に継続する方式
主契約の保険期間が5年の場合	主契約の保険期間とあわせてご契約いただく方式

- 主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）… 契約概要

- 地震保険の対象は、「居住用建物」または「家財」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできません。
- 次の物は、地震保険の対象に含まれません。

● 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 ● 自動車 ● 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物^(注)	● 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの^(注) ● 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
---	--

(注) 主契約で保険の対象であっても、地震保険では対象となりません。

- 地震保険の保険金額は、主契約の50%となります^(注)。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

(注) ご継続時や保険期間中のご契約内容変更時は、主契約の30%～50%の範囲で設定することができます。ご契約時に主契約の50%以外での設定をご希望の場合は、[ドコモスマート保険ナビ](#)で他の商品をご検討ください。

- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた「免震建築物割引」「耐震等級割引」「建築年割引」を適用できる場合があります。お客さまが実際にご契約される保険料については、インターネット上の保険契約申込画面の保険料欄でご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受けできませんのでご注意ください。

(5)「S」評価マンション割引制度… 注意喚起情報

マンション管理士による診断の結果、最も評価の高い「S」評価を獲得した場合、そのマンションの区分所有者がドコモの火災保険（すまいの保険）をご契約いただく際に、建物の保険料が5%割引^{(注1)(注2)}になります。必ず管理組合に診断の有無および診断結果をご確認ください。管理組合による「S」評価マンションの証明書または「S」評価マンションの診断レポートのコピーをお客さまからご提出いただけない場合は、

割引の適用はできません。

(注 1) ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。

(注 2) 地震保険には割引は適用されません。

(6) インターネット割引制度… 注意喚起情報

ドコモの火災保険（すまいの保険）を専用 Web サイトからお申込みいただいた場合、火災保険料が 5% 割引^{(注 1) (注 2)}になります。

(注 1) ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。

(注 2) 地震保険には割引は適用されません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（保険契約申込画面の正確なご入力）… 注意喚起情報

ご契約締結時に、当社が告知を求めた事項（告知事項）を正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。インターネット上の保険契約申込画面に入力された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】

インターネット上の保険契約申込画面に★（告知事項）または☆（告知事項かつ通知事項）が付いた下記の項目です。

★	保険の対象を同一とする他の保険契約や共済契約の有無
☆	保険の対象の所在地、構造、用法、建築年月、面積、建物の種類

※告知事項は保険契約申込画面でご確認ください。 ※ご契約内容により告知事項は異なります。

(2) クーリングオフ（申込撤回または契約解除）… 注意喚起情報

この商品は「通信販売に関する特約（インターネット用）」がセットされた通信販売のご契約のため、ご契約のお申込後にクーリングオフを行うことはできません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知事項等（変更が生じた場合にご連絡いただく必要がある事項）… 注意喚起情報

①通知事項

- ご契約者または被保険者には、インターネット上の保険契約申込画面に☆が付いた項目（通知事項）に変更が生じた場合に、遅滞なく当社にお申出いただく義務（通知義務）があります。ご契約締結後、通知事項に変更が生じた場合には、遅滞なくドコモの火災保険ヘルプデスクにご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかったときは、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。通知事項の一覧は 2 (1)「告知義務」をご確認ください。

- 保険の対象である建物の用法を変更した場合には、ご契約を継続することができないことあります^{(注 1) (注 2)}。このとき、ご契約を解約いただくか、当社からご契約を解除します。また、当社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

(注 1) ・専用住宅から併用住宅（事務所兼住宅・店舗兼住宅等）・専用事務所・専用店舗へ変更する場合

・保険の対象である建物が空家となる場合

など

(注 2) 建物の構造を変更する場合もお引受けを継続することができない場合があります。

②その他ご連絡いただきたい事項

- ご契約者の連絡先・住所などの変更をした場合は、ドコモの火災保険ヘルプデスクへご通知ください。ご通知いただけなかったときは、重要なお知らせをご案内できないことがあります。

- 以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめドコモの火災保険ヘルプデスクへご通知ください。

・保険の対象である建物の増改築や一部取りこわしによって建物の価額が増加または減少する場合^(注 1)

・保険の対象である建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合^(注 2)

(注 1) ご通知いただけなかったときは、十分な保険金をお支払いできないことがあります。

(注 2) 当社が承認する前に保険の対象を譲渡された場合は、その事実が発生した時に保険契約は失効^(注 3)します。

(注 3) 保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。

(2) ご契約を解約する場合… **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、ドコモの火災保険ヘルプデスクに速やかにお申出ください。解約時に保険料を返還または請求することがあります。なお、解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。また、解約返れい金は、原則として解約日から満期日までの期間分の保険料よりも少なくなります。

4 その他のご注意事項

(1) お客さま情報の取扱い… **注意喚起情報**

当社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、当社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更などの判断の参考とするために利用し、業務委託先、国内外の再保険会社などに提供を行います。なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細については、当社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）をご覧ください。ドコモの火災保険ヘルプデスクまでお問合せください。

(2) 重大事由による解除… **注意喚起情報**

下記に該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ・ ご契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ・ 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行った場合
- ・ ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

(3) 保険会社破綻時などの取扱い… **注意喚起情報**

引受保険会社が破綻した場合などには、保険金、解約返れい金などのお支払が一定期間凍結されることがあるほか、それらの金額が削減されることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合に契約者保護を行う機関として、「損害保険契約者保護機構」があります。

(4) 契約締結に関するその他のご注意事項… **注意喚起情報**

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、当社と直接契約されたものとなります（ただし、Web サイトにより契約手続きをする場合において、代理店は保険契約締結の媒介のみを行います。）。
- 保険金請求状況等によっては、次回ご契約時に継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 自動継続特約（保険契約の自動継続に関する特約）をセットされた場合の取扱い **注意喚起情報**

自動継続特約とは、ご契約者と当社との間にあらかじめ保険契約の自動継続についての合意がある場合に、保険契約が満了する日の契約内容と同一の契約内容^{(注1)(注2)}で自動的に保険契約を継続するものです。継続された保険契約の初日は継続前契約の保険期間が満了する日となり、保険期間は継続前契約と同一の期間となります。自動継続は、満期日の属する月の前月 10 日までにご契約者（または当社）から申し出ることにより、停止することができます。保険金請求状況等によっては、自動継続を停止させていただくことがあります。

(注1) 普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

(注2) 建築費または物価の変動等に伴い、建物評価額および保険金額は変更になる場合があります。

(6) 満期返れい金・契約者配当金… **契約概要**

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(7) 保険料領収証

この保険においては保険料の領収証は発行しませんので、あらかじめご了承ください。

【住宅の修理に関するトラブルにご注意ください】

「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、ドコモの火災保険ヘルプデスクにご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン（188 番）にご相談ください。



詳細は、日本損害保険協会ホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>）をご覧ください。

5 用語および略称の説明

用語	説明
家財	次のいずれかに該当する物をいいます。 ① 生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産。ただし、②または③に該当する物を除きます。 ② 宅配物 ③ 宅配ボックス
居住用建物	建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物をいいます。
高額貴金属等	家財のうち、貴金属・宝玉石・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書等をいいます。
時価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
新価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいい、再調達価額ともいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
被保険者	保険契約の補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約条件等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険金	普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、当社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	当社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険の対象	保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物をいいます。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者が当社に払い込むべき金銭をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

〈当社の相談・苦情・連絡窓口〉

お客さま相談窓口

フリーダイヤル 0120-17-2424

[受付時間 9:00～17:00 (土日祝除く)]

〈事故のご連絡〉 日新火災事故受付センター

フリーダイヤル 0120-232-233

[受付時間 24 時間・365 日]

〈ご契約内容に関するお問合せ〉

ドコモの火災保険ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-864-888

[受付時間 平日 / 9:00～18:00

土日祝 / 9:00～17:00

(年末年始除く)]

〈当社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）〉… **注意喚起情報**

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

電話番号 03-4332-5241 (全国共通)

[受付時間 9:15～17:00

(土日祝および 12/30～1/4 除く)]

2026 年 4 月作成版



日新火災海上保険株式会社